

外国人患者への医療提供体制に関する検討会設置要綱

平成 29 年 5 月 12 日付 29 福保医政第 286 号

(設置目的)

第 1 外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、東京都における外国人患者への医療提供体制の充実を図ることを目的として、外国人患者への医療提供体制に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(協議内容)

第 2 検討会は、次の事項を協議する。

- (1) 保健医療計画への記載内容について
- (2) 外国人患者が症状に応じて適切な医療機関を受診できる仕組みの構築
- (3) 外国人患者を受け入れることができる医療機関の整備・支援
- (4) 医療情報の発信
- (5) 関係機関との連携
- (6) その他必要な事項

(構成)

第 3 検討会委員は、関係団体、学識経験者、医療機関等のうちから福祉保健局長が委嘱する。

(任期)

第 4 委員の任期は 1 年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第 5 検討会に座長を置く。

- 2 座長は福祉保健局医療政策部長が指名する。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第 6 検討会は座長が招集する。

(関係者の出席)

第 7 座長は、必要に応じて検討会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議及び会議録の取扱い)

第 8 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、出席委員の過半数により議決したときは、会議及び会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開する場合においては、座長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第9 検討会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。